

令和3年度「地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業（オーガナイザー組織の持続可能な事業計画策定）」に係る企画競争募集要領

令和3年5月10日
経済産業省
地域経済産業グループ
地域産業基盤整備課

経済産業省では、令和3年度「地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業（オーガナイザー組織の持続可能な事業計画策定）」を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

なお、これまでの委託契約に係るルールを一部改正し、令和3年1月8日（金）より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

【1. 事業の目的（概要）】

人口減少、少子高齢化が進む中、地域における住民向けサービスの事業規模は縮小し、小売店舗、サービス業などを中心に、民間事業者による事業継続は困難になりつつある。また、地域における地域課題・社会課題が増加する中、社会保障費などの増加にも対応しつつ、こうした地域課題を解決していくためには、行政機関だけに頼るのも限界を迎えつつある。

こうした中、地域住民にとって必要不可欠なサービスを持続可能なもの（コスト面を含む）としていくための体制を構築していくことは、日本全体の経済・社会の持続的発展という観点からも非常に重要である。

こうした現状を踏まえ、経済産業省地域経済産業グループ長の私的研究会として、学識経験者及び地域経済に関わる民間事業者等の有識者で構成する「地域の持続可能な発展に向けた政策の在り方研究会」を令和2年4月より8回にわたり開催し、地域の既存ハード等（商店街等）の利活用最適化、スマート技術の地域での実装、地域の人々の持続的発展（担い手／資金）のテーマで議論を行い、同年9月に報告書を取りまとめたところ。

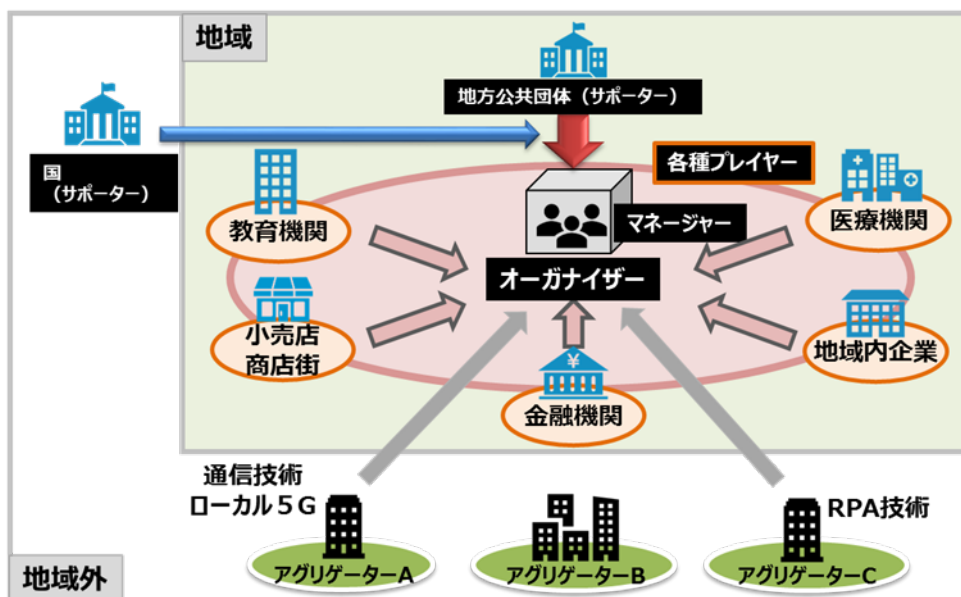
当該報告書の中で、地域の持続的発展に向けた連携体制として、MAP' S+0（下記参照）¹というモデルを提示したところであり、今後、地域住民の生活・経済社会活動の維持・継続のために重要かつ中心的な役割を果たすオーガナイザー組織の適切な事業計画策定が必要である。

このため、地域内のニーズ調査、課題整理、関係主体との利害関係調整等を行い、地域・社会課題解決と収益性の両立を目指すオーガナイザー組織の事業計画を策定し、モデル事例としてまとめることを通じて、今後の地域におけるオーガナイザー組織立ち上げ・オーガナイザー組織を中心としたMAP' S+0の連携体制構築を促進する。

¹ MAP' S+0

「地域の持続可能な発展に向けた政策の在り方研究会」にて整理された、地域課題に取り組むための地域で中心的な役割を担う事業者を核とした地域内外の連携体制

<地域の持続的発展に向けた体制（モデル）>



マネージャー	地域の持続的発展に取り組む中核的な人材
アグリゲーター	広域に対し、地域の持続的発展に資する製品又はサービスを提供する組織
プレイヤー	マネージャー及びオーガナイザーに対し協力・連携する地域内外の組織・人材
サポーター	オーガナイザーへ支援を行う地方公共団体
オーガナイザー	マネージャーが所属し、アグリゲーター及びプレイヤーと連携して取組の中心となる組織

【2. 事業内容】

「地域の持続可能な発展に向けた政策の在り方研究会」においてモデル的な連携体制として提示した MAP' S+0 の連携体制構築に向け、その体制の中心となるオーガナイザー組織の持続性ある事業計画策定を行うこと。具体的には、当該事業計画がオーガナイザー組織を中心として、収益性を確保しつつ地域・社会課題を持続的に解決していくものであること。加えて、当該計画のなかでは、オーガナイザー組織がマネージャー、アグリゲーター、プレイヤー、サポーターと言った他の関係主体と適切な連携を図ること。なお、持続可能なオーガナイザー組織の事業計画のモデルとなる計画策定を行うに当たっては、委託事業の終了後、事業計画を実施していく予定があるものとする。

(検討項目)

①地域・社会課題解決事業の内容・事業実施地域について

オーガナイザーとして解決すべき地域・社会課題を特定し、その課題解決事業の実施計画を策定するとともに、当該事業の実施が可能な地域を特定すること。

②持続可能な収支モデルの構築について

①で特定した地域で課題解決事業を実施するに当たり、持続可能性を伴った収支モデルを構築すること。具体的には、①で特定した地域・社会課題解決事業に必要な経費について、当該事業そのものによる収入のみならず、他の地域資源を活用した収益事業、他の自主事業、金融機関からの資金調達等で賄う等の工夫を行い、地域内外の利害関係者との調整・連携のもと、収支上の赤字を解消し、収支モデルの持続可能性を確保するまでの道程を確立すること。

③MAP' S+0 の体制構築について

①で策定する地域・社会課題解決の事業実施計画、②で確立する収支モデルの構築に際しては、「地域の持続可能な発展に向けた政策の在り方研究会」においてモデル的な連携体制として提示した MAP' S+0 の体制を参考としつつ、地域内外の利害関係者と適切な調整を図り、地域住民の生活・経済社会活動の維持・継続のために必要な体制構築を行うこと。

(オーガナイザー組織と各主体との連携体制に係る例示)

【マネージャー】

オーガナイザー組織に所属し、地域における生活サービスの提供に向けて地域内外の関係主体との利害調整の中心的な担い手となり、事業実施を行う。(地域内人材・地域外人材の別を問わない)

【アグリゲーター】

オーガナイザー組織が地域において実施する事業に対して、IT 技術をはじめとする製品・ソリューションの提供、事業運営のノウハウ提供、情報発信のサポート、地域外のプレイヤーとのネットワーク構築仲介等を行う。

【プレイヤー】

オーガナイザー組織が取り組む地域・社会課題解決事業の分野に応じて、協力・連携を行う。また、地域金融機関・地域産業支援機関等との連携により、オーガナイザー組織の収支モデル精緻化や、投融資による資金調達支援等を行う。

【サポーター】

マネージャー・オーガナイザーの取組を把握し、目指しているビジョンを共有し、行政施策の方向性も考慮しつつ地域で中心的・自発的に活動する組織等の伴走支援を行う。また、マネージャー・オーガナイザー組織が取り組む地域・社会課題解決事業について、地域内のプレイヤーや地域住民からの理解が得られるよう、必要な仲介・調整機能を担う。

※あくまで例示であり、その他オーガナイザー組織の適切な事業計画策定のため、必要な関係性を構築することを妨げない。

(地方経済産業局との連携)

本事業の実施に当たっては、地域において持続的に地域・課題解決を行う事業計画を策定する性質上、各地域ブロックにおける地域経済産業政策の企画立案・実施等を担っている地方経済産業局とも、事業計画の内容検討等について緊密に連携を図りながら事業を

実施すること。

【3. 事業実施期間】

契約締結日～令和4年3月31日

【4. 申請対象者】

地域内外の関係主体と連携し、地域の持続的発展のための取組の中心となる組織。具体的には、MAP'S+0のオーガナイザーとなり得る中小企業等の組織を想定。

(想定される組織体)

中小企業基本法で定める中小企業者（注1）、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、事業協同組合等（注2）

<中小企業基本法で定める中小企業者（中小企業）>

業種	中小企業者（以下のいずれかを満たすもの）	
	資本金又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

(注1) 次のいずれかに該当する者は、中小企業者であっても対象外とする。

- ・ 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者。
- ・ 交付申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の平均年額が15億円を超える中小企業者。

(注2) 特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、事業協同組合等の組織は、以下の要件を満たすもの。

- ・ 広く中小企業一般の振興・発展に直結し得る活動を行う法人であること。
- ・ 常時使用する従業員の数が、中小企業基本法で定める中小企業者の範囲に当てはまること。

(注3) 中小企業ではないが、以下に該当する者は申請可能。

- ・ 経済産業大臣により地域未来牽引企業に選定されており、公募締切日までに地域未来牽引企業として「目標」を経済産業大臣に提出している事業者。
- ・ 公募締切日までに地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画（公募締切日が当該計画の実施期間であるものに限る）を作成し、都道府県からの承認を受けている事業者。

【5. 応募資格】

応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑤経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出して下さい。(ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。)

【6. 契約の要件】

- (1) 契約形態：委託契約
- (2) 採択件数：10件程度
- (3) 予算規模：1,000万円を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、経済産業省と調整した上で決定することとします。
- (4) 成果物の納入：本委託事業報告書として、以下の内容を具備したものとします。
 - ①事業実施地域における、地域・社会課題の現状分析
 - ②解決を目指す地域・社会課題の内容
 - ③地域・社会課題解決を行う事業の内容
 - ④地域・社会課題解決を行う事業に係る収支計画の内容
 - ⑤地域・社会課題解決事業を実施するに当たっての連携体制
 - ⑥地域・社会課題解決事業の想定スケジュール
- (5) 成果物の納入方法：電子媒体1部を経済産業省に納入。

※ 電子媒体を納入する際、経済産業省が指定するファイル形式に加え、透明テキストファイル付PDFファイルに変換した電子媒体も併せて納入。
- (6) 委託金の支払時期：委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。

※本事業に充てられる自己資金等の状況次第では、事業終了前の支払い（概算払）も可能ですので、希望する場合は個別にご相談ください。
- (7) 支払額の確定方法：事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

【7. 応募手続き】

(1) 募集期間

募集開始日：令和3年5月10日（月）

締切日：令和3年6月11日（金）17時必着

(2) 説明会の開催

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインにて実施します。

オンライン説明会：5月20日（木）14：00～15：00

説明会への参加を希望する方は、【11. 問い合わせ先】まで5月18日（火）12時までに、電子メールにてお申し込みください。お申込みいただいた方宛に、オンライン説明会のリンクをお送りします。オンライン説明会は、「Skype for business」を用いて行います。

お申し込みの際は、メールの件名（題名）を必ず「【出席登録】「令和3年度地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業（オーガナイザー組織の持続可能な事業計画策定）説明会」とし、本文に「所属組織名」「出席者の氏名（ふりがな）」「所属（部署名）」「電話番号」「FAX番号」「E-mail アドレス」を明記願います。

また、出席者多数の場合は説明会を複数回に分け、時間を調整させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(3) 応募書類

① 以下の書類を（4）により提出してください。

- ・ 申請書（様式1）
- ・ 企画提案書（様式2）
- ・ 会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）※
- ・ 競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一）の写し又は直近の財務諸表

※既存資料がない場合は、「社名、設立年月日、所在地、資本金、連絡先、HPのURL、事業内容、過去の活動内容、沿革等」をまとめた資料を作成すること

② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。

③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。

④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となる場合があります。

(4) 応募書類の提出先

応募書類はメールにより【12. 問い合わせ先】のE-mail アドレスに提出してください。メールの件名（題名）を必ず「【応募】令和3年度地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業（オーガナイザー組織の持続可能な事業計画策定）」とし、本文に「所属組織名」「出席者の氏名（ふりがな）」「所属（部署名）」「電話番号」「FAX番号」「E-mail アドレス」を明記願います。

メールを受信した後に経済産業省の担当者より、受信確認の返信を行います。2営業日以内に返信がない場合は、お手数ですが、経済産業省 地域産業基盤整備課（03-3501-1677）まで電話でご連絡ください。なお、添付ファイルは合計10MBまでとなるようにしてください。ファイルサイズが10MBを超える場合は、複数のメールに分割して送付してください。

※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

【8. 審査・採択について】

（1）審査方法

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。

（2）審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ①4. の応募資格を満たしているか。
- ②提案内容が、1. 本事業の目的に合致しているか。
 - ・地域・社会課題の設定及び解決プロセスにおける仮説が十分に確立されているか
 - ・事業の継続性が期待できるか 等
- ③事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
 - ・関係機関との連携方法が今後継続性の期待できる内容か
 - ・収支モデルが持続可能性の期待できる内容であるか
 - ・実施スケジュールが計画に対して妥当であるか 等
- ④事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑤本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑥本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑦コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
- ⑧ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか
- ⑨適切な情報管理体制が確保されているか。また、情報取扱者以外の者が、情報に接することがないか。
- ⑩事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行っていないか。
- ⑪事業費総額に対する再委託費の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（別添1「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。

（3）採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

【9. 契約について】

採択された申請者について、国と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

契約条項は、基本的には以下の内容となります。

経費項目	内容
I. 人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費
II. 事業費	
①旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
②専門家謝金・旅費	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
③借料及び損料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
④消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。）の購入に要する経費
⑤印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
⑥通信運搬費	郵便料、運送代、通信・電話料等
⑦クラウド利用費	クラウドサービスの利用に関する経費（技術導入費を除く）。
III. 再委託・外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に再委託するために必要な経費
IV. 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

○確定契約書

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/r3kakutei-2_format.pdf

また、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

【10. 経費の計上】

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。＜事業の性質に応じて不要な経費があれば、下記から適宜削除すること＞

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・その他事業に関係ない経費

【11. その他】

(1) 事業終了後、提出された実績報告書に基づき、原則、現地調査を行い、支払額を確定します。支払額は、委託契約額の範囲内で、事業に要した費用の合計となります。調査の際には、全ての費用を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。当該費用は、厳格に審査し、事業に必要と認められない経費等については、支払額の対象外となる可能性もあります。

(2) これまでの委託契約に係るルールを一部改正し、令和3年1月8日（金）より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

【主な改正点】

①再委託、外注に関する体制等の確認（提案要求事項の追加等）

- ・事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について再委託を行っていないか。
- ・総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。
- ・再委託を行う場合、グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達は、原則、認めない（経済性の観点から、相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定すること）。

②一般管理費率の算出基礎の見直し

（一般管理費＝（人件費＋事業費）（再委託・外注費を除く）×一般管理費率）

【12. 問い合わせ先】

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1
経済産業省 地域経済産業グループ 地域産業基盤整備課
担当：地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業担当

E-mail : chiiki.kigyou-kyousei@meti.go.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「【問い合わせ】令和3年度地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業（オーガナイザー組織の持続可能な事業計画策定）」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上